

児童指導員とは、児童福祉法に基づく任用資格です。

児童指導員とは、

- (1) 社会福祉士の資格を有する者
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) 大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者（免許更新手続きが完了していること。）
- (5) 高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した者（※）

などのいずれかに該当する者

※児童福祉事業とは、児童福祉法に規定する以下の事業になります。

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談応ずる事業